



新型コロナウイルス感染症への対応など により学校運営に係る資金が必要な場合

「運営資金」をご活用ください！！

学校の経営安定に必要な経費（人件費、教育研究費、管理費など）に対する融資制度です。

- 授業・保育等の延期による、生徒・保護者の方々からの学納金納入の遅れや、教職員への休業手当支払い等で急遽資金が必要になった。
- 家計が急変した生徒・保護者に対する授業料等を減免したため、今後の学校運営資金が逼迫する恐れがある。

など、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う資金繰りに関してご利用いただけます。

ご融資条件

融資金利 : 固定金利0.5%（令和5年5月1日現在）
※金利は随時見直しを行っています。

ご融資期間 : 1年（元金据置期間3か月）
3年（元金据置期間6か月）
5年（元金据置期間 1年）

ご融資限度額 : 定員500名以上 5,000万円
定員500名未満 3,000万円

連帯保証人 : 2名以上（物的担保免除の場合）

担保 : 免除可

※都内の私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、並びに幼保連携型認定こども園が融資の対象となります。

※融資には、審査会による審査がございます。まずはお気軽に下記連絡先へご相談ください。

※施設設備に係る補助金をご利用予定の場合、補助金が交付されるまでの「つなぎ資金」のご融資もございます。お気軽に下記連絡先へご相談ください。

お問い合わせ先
公益財団法人東京都私学財団 振興部振興課
電話：03-5206-7923 FAX：03-5206-7927

ホームページURL
<https://shigaku-tokyo.or.jp>

私学財団 融資事業

検索